# 第６章　大綱・基本方針

## １　大綱

保存活用の課題や検討を踏まえ、本史跡を周辺環境との調和を図りながら適切に保存し、地域が一体となって次世代へと確実に継承していくことを目標とし、次のとおり保存・活用の大綱となる将来像を掲げるものとする。

**江戸の礎となった史跡江戸城石垣石丁場跡**
**石の文化を再発掘し、未来のまちづくりに活かそう**

## ２　基本方針

史跡の保存活用の大綱を踏まえ、基本方針について、次の5つのねらいと施策の体系を示す。

**（１）江戸城石垣用の石材の産地として、その価値を保存するため、史跡の恒久的な保存を図る。**

常に管理方法について検討し、最も適切な手法により維持管理を図り、史跡の保存に努める。

**（２）伊豆地域の石丁場遺跡の研究及び情報発信の拠点として、継続的な調査･研究・教育を進める。**

石丁場遺跡に関する調査･研究を進め、関連する機関等との連携を図り、多賀地域を石丁場遺跡の研究と情報発信の拠点とする。また、史跡を活用した学習機会の充実を図り、史跡とそれを取り巻く地域の新しい価値の創造につなげる。

**（３）史跡の価値や魅力をわかりやすく伝え、一般公開を進める。**

史跡の歴史的価値や構成要素を明らかにして、要素に応じて確実な保存を図りながら公開を推進するとともに､史跡の理解を助けるガイダンス施設等の整備を検討する。

**（４）石丁場遺跡と多賀地区の歴史・文化が体感できる活用の仕組みを創る。**

地域に伝わる石に関する文化や文化財などを把握し、史跡の理解につなげるとともに、既存の文化施設や教育施設、コミュニティ施設、保存会と連携し、史跡の効果的な活用を図る。

**（５）市民や観光客も参加できる史跡の保存活用の体制を構築し、広域連携を図る。**

調査や整備事業の発表会や展示会など史跡に親しむ機会を可能な限り創出し、保存管理や活用に住民や観光客も参画できる場を構築し、他の自治体などと広域連携を図る。

# 第７章　保存管理

## １　方向性

史跡江戸城石垣石丁場跡は中張窪石丁場跡のほかに伊東市の宇佐美北部石丁場跡の洞ノ入丁場の一部と小田原市の早川石丁場群関白沢支群が指定されているが、石丁場遺跡は熱海市内でも30箇所、伊豆半島地域全体で約170箇所確認されている。広域にわたる史跡を確実に未来に継承するためには、指定地内はもとより、地域全体を視野に入れた長期にわたる適切な保存管理に取り組んでいく必要がある。また、現状の測量調査、分布調査に加えて発掘調査や文献史料調査、石工道具などの関連する資料調査を継続的に行い、その結果を保存管理にフィードバックしていくことも重要である。

これら史跡の保存管理にあたっては、災害による土石流や倒木、イノシシなどの獣害対策とともに貴重な動植物や地域が大切にしている樹木・野草等の自然環境の保全に配慮するものとする。

## ２　方法

中張窪石丁場跡の指定地域を公儀普請の時期の石丁場跡が良好に確認できるⅠ地区、後世の土地利用によって改変を受けているⅡ地区、本質的価値を構成する諸要素が密度の高くないⅢ地区、にそれぞれ区分し、地区区分ごとに適切な保存（保存管理）の具体的な2つの手法を定める（図7-1）。

史跡の保存・活用・整備を推進する中で保存活用するために指定地の公有地化が不可欠であると判断される場合は、土地所有者等の理解を得ながら調整を行う。

史跡指定地外の隣接する地域やその他の埋蔵文化財包蔵地となっている石丁場跡については、地権者の協力を得て、現状での維持管理を図るとともに、文化財としての価値を判断するための調査を実施し、指定地内と同等の本質的価値を有すると判断される場合は追加指定を検討する。

その他の周辺地域を構成する要素についても石に関する文化や文化財を把握し、地域住民と協働で保全に務める。

**地区区分**

| Ⅰ地区 | Ⅱ地区 | Ⅲ地区 |
|---|---|---|
| 標高300ｍ以上の、採石坑遺構や刻印石、矢穴石等が表出し、公儀普請の時期の石丁場跡が良好に確認できる範囲。 | 標高300ｍ未満の、公儀普請の後に間知石の採石、耕作地に伴う石積みなどによる地形の改変が確認できる範囲。 | Ⅰ地区・Ⅱ地区周辺の、山林の中に点在するように採石坑遺構や刻印石が確認できる範囲。 |

**２つの手法**

・維持管理　　き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。

・復旧（修理）　　き損や破損、劣化した箇所を、き損以前の状態に復する。

白子・地獄沢石丁場遺跡
中張窪・瘤木石丁場遺跡
Ⅲ地区
Ⅰ地区
Ⅱ地区
Ⅲ地区
Ⅲ地区
Ⅲ地区
中張窪・瘤木石丁場遺跡
中張窪・瘤木石丁場遺跡
【凡　例】
▼ 複数刻印がある石
・ 矢穴石
史跡指定範囲
周知の埋蔵文化財包蔵地範囲
Ⅰ地区
Ⅱ地区
Ⅲ地区
隣接地域
0
100m

図 7-1　地区区分図

（１）Ⅰ地区

原則として遺跡の調査研究・整備・活用に資する行為のほかは現状変更を認めない。Ⅰ地区は特に公儀普請の時期の石丁場跡が良好に確認できるため、現状維持を基本とする。

【維持管理】

現状で地表面に露出している本質的な価値を構成する要素を保存するため、樹木の適正な管理を行い、倒木など史跡に影響を及ぼす可能性がある場合は伐木し、下草などが繁茂しないよう留意する。また、イノシシの侵入を防ぎ、遺構の破損防止や来場者の危険防止のための対策を行う。

【復旧】

本質的な価値を構成する要素がき損や破損した場合は、速やかに復旧する。

（２）Ⅱ地区

原則として遺跡の調査研究・整備・活用に資する行為のほかは現状変更を認めない。公儀普請後の地域の歴史性に配慮した保存が図られるよう維持管理を行う。

【維持管理】

現状で地表面に露出している本質的な価値を構成する要素を保存するため、樹木の適正な管理を行い、倒木など史跡に影響を及ぼす可能性がある場合は伐木し下草などが繁茂しないよう留意する。また、イノシシの侵入を防ぎ、遺構の破損防止や来場者の危険防止のための適切な見学ルートを設定する。

【復旧】

本質的な価値を構成する要素がき損や破損した場合は、速やかに復旧する。

（３）Ⅲ地区

原則として遺跡の調査研究・整備・活用に資する行為のほかは現状変更を認めない。史跡全体の景観の保全、史跡と周辺環境との調和、本質的な価値を構成する要素の保存と来場者の安全が図られるよう維持管理を行う。また、新たな遺構等の検出のため、発掘調査等も行い、その結果によってはⅠ・Ⅱ地区への編入を検討する。

【維持管理】

現状で地表面に露出している本質的な価値を構成する要素の保存のため、現状維持を基本とするが、倒木など史跡に影響を及ぼす可能性がある場合は伐木等を行う。また、破損防止や来場者の危険防止のための立入対策を行う。

【復旧】

本質的な価値を構成する要素がき損や破損した場合は、速やかに復旧する。

## ３　現状変更等の取扱い

### （１）現状変更等の取扱い方針

史跡は、良好な状態のまま将来にわたって保存・継承されるべきものである。したがって、史跡の滅失、き損のおそれのある行為、史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる行為などの現状変更は、原則として認められない。

しかし、史跡の保存や状況把握に係る発掘調査、維持管理や保存整備に係る行為、防災や人命に関わる場合など、やむを得ず現状変更を行わなければならない状況も想定されるため、その場合の基準を示すとともに、基準に例示のない行為については、史跡の保存を前提として事案ごとの検討を行い、必要に応じて文化庁や関係機関と協議の上、その取扱いを決定するものとする。

なお、史跡指定地内において現状変更などを行おうとする場合には、国の機関においては文化庁の同意（文化財保護法第168条）が、それ以外の団体などは文化庁長官の許可（文化財保護法第125条、一部許可権限委譲あり）が必要になるため、法令に基づいて適切に対応する。

### （２）現状変更等の取扱い基準

史跡指定地内で想定される現状変更等について、具体的な取扱い基準を次のように定める。

**ア　文化庁長官が行う現状変更等にかかる許可（49頁）**

**イ　熱海市教育委員会が行う現状変更等にかかる許可（50頁）**

**ウ　許可を要しない行為（50～51頁）**

ア　文化庁長官が行う現状変更等にかかる許可

| |
|---|
| **a　史跡の保存・活用を目的とした発掘調査及びその他の調査** |
| 史跡の現状や内容を把握するための発掘調査等は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で実施するものに関しては認める。 |
| **b　既存の史跡管理施設の修理・改修** |
| 施設の設置場所、施設の構造や色彩、施工方法等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮したものについては認める。 |
| **c　工作物・建築物** |
| 工作物の新設及び建築物の新築は、原則認めない。ただし、安全管理上又は史跡の維持管理及び公開活用のために必要なもので、遺構等に影響を及ぼさず、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認める。<br>防災上必要な施設は、史跡範囲外での設置が不可能な場合に限り、遺構等への影響を最小限にとどめる措置がとられ、かつ史跡としての風致や景観への配慮に努める場合は認める。<br>仮設物は、短期でかつ遺構等に影響を及ぼさない場合は認める。<br>電気、水道等の設備の新設は、公益上又は史跡の維持管理や整備のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合は認める。 |
| **d　道路** |
| 道路の新設及び舗装、拡幅は、原則認めない。ただし、現況の森林における施業に伴う場合、必要不可欠と判断され、遺構等に影響を及ぼさず、かつ史跡としての風致や景観を阻害しない必要最小限の範囲と認められる場合は関係機関との十分な協議を経て判断する。 |
| **e　地形形状変更** |
| 盛土や掘削、切土等の地形形状の変更は、原則認めない。ただし、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。 |
| **f　樹木の伐採・植栽** |
| 抜根を伴う樹木の伐採は原則認めないが、樹木の伐採は、樹木が遺構等に悪影響を及ぼす場合や維持管理上の必要性が高い場合は認める。森林施業に伴う伐採は、関係機関等との十分な協議を経て判断する。<br>植栽は、保存活用上必要で遺構等の保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合に認める。森林施業に伴う植栽については、現在の植林景観が主に戦後に形成されたものであることを考慮し、その更新が本史跡の価値を構成する要素として適切かどうかを個別に検討し、関係機関等との十分な協議を経て判断する。 |

### イ　熱海市教育委員会が行う現状変更等にかかる許可

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからチまでに掲げる事項は、現状変更等の許可及びその取消し並びに停止命令は熱海市教育委員会が判断する。

イ．小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ．小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であって、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ．工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ．法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ．電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ．建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト．木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ．史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

### ウ　許可を要しない行為

維持の措置、又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合や保存への影響が軽微である行為の場合は許可を要しない。

#### ○　維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に基づく「維持の措置」の範囲は次のとおりである。

・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

**○　非常災害のために必要な応急措置**

想定される具体的な事例は以下のとおりである。
・非常災害時に人命、財産を保護するための緊急的な安全対策措置
・き損、又は衰亡しているときに、被害の拡大を防止するための応急措置
・き損、又は衰亡したときに、被害前の原状に復すための復旧措置
・一部がき損、又は衰亡し、その復旧が明らかに不可能である場合の除去措置

**○　保存への影響が軽微である行為**

保存への影響が軽微である行為は、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更をともなわない維持管理行為とする。

## ４　史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の手法

史跡指定地を取り巻く周辺環境は、史跡の成り立ちを理解する上で重要である。こうした自然及び文化的な景観を損なうことがないよう、関係法令及び関連する個別計画に則って適切に取り扱うものとする。

また、史跡指定地外においても、周知の埋蔵文化財包蔵地としての石丁場遺跡が広がっていることから、指定地外において開発等の土木工事が計画された際には、事業者と十分な事前調整を行った上、試掘・確認調査等を実施し、文化財保護法第93条もしくは同第94条に基づく適切な事務処理を行うことはもちろんのこと、史跡に関わる重要遺構が発見された場合には、その保存措置について、事業者に積極的な協力を求めるものとする。

## ５　追加指定

前節における試掘・確認調査の結果、重要遺構が発見された場合、もしくは、今後の調査研究の進展により、当該史跡の本質的価値を理解する上で欠かすことのできない重要遺構が史跡指定地外において発見もしくは確認された場合において、土地所有者及び占有者と十分に協議をした上で、積極的な協力を受けることができるなど条件の揃った段階で、史跡の追加指定を検討し、関係機関との協議を推進するものとする。

## ６　公有地化

今後、史跡の保存・活用・整備を推進するにあたって、公有地化することが適当と考えられた場合、もしくは土地の譲渡等について所有者からの申し出があった場合においては、関係機関等と協議の上、随時公有地化を検討するものとする。

# 第８章　活用

## １　方向性

石丁場跡は西相模から伊豆半島にかけての広域に約170箇所確認されている。史跡江戸城石垣石丁場跡はその中で特に規模が大きく、保存状況が良好な石丁場として、熱海市下多賀に所在する「中張窪石丁場跡」、伊東市の「宇佐美北部石丁場跡の洞ノ入丁場の一部」と神奈川県小田原市の「早川石丁場群関白沢支群」が指定を受けた。日本史上最大の城である江戸城を構築する上で、大量に必要とした石垣用石材の産地として、その採石・加工・運搬技術やそれに伴う労働力の編成を知る上で重要であるだけでなく、江戸時代前半における諸大名の編成をはじめとする公儀普請の実態や、その背景にある社会的・政治的動向を知る上で重要であることが評価されてのことである。

また、古くより地元では保存会の研究、保存活動や数多くの刻印石展示場があるなど、多賀地域で大切に守り伝えられてきた歴史がある。第四次熱海市総合計画後期基本計画の中では重点施策に江戸城石垣石丁場跡などの文化財を次世代に継承していくために多くの市民に重要性と歴史的価値の認識を高めること、熱海市教育振興基本計画には重点事業として石丁場遺跡の保存活動を通じて、地域活性化を推進させることが掲げられている。

しかし、史跡指定以前から熱海市や学術団体によって石丁場遺跡の研究・広報活動は行われ、学術的な関心は高まってきているが、一般の人々、特に次の世代に保護の担い手となる若年層への周知は十分とはいえない。また、国際観光温泉文化都市である熱海市の観光・文化資源として、適切な活用も検討しなければならない。

こうした現状や保存活用の基本方針を踏まえ、活用の方向性を次のように設定する。

◇史跡を核としたストーリーを作成し、地域ぐるみで活用する。
◇地域の歴史・文化を学習する場として史跡を活用する。
◇史跡の保全を前提に、地域や観光業と連携して効果的に活用する。
◇史跡江戸城石垣石丁場跡の所在する伊東市、小田原市、その他の石丁場遺跡が存在する市町と連携して効果的に活用する。
◇石材の供給先である東京都区の自治体や、他地域の採石遺跡が存在している自治体等との交流を進める。

## ２　方法

### （１）基本的な活用の手法

◇史跡に関連する文化財の調査を計画的に進め、調査成果を報告する現地説明会を状況に応じて開催し、普及啓発に努める。
◇刻印石展示場や多賀地域の自然と歴史的・文化的景観等の地域資源について、史跡と関連させて捉えることができるように動線を検討し、既存の文化施設や桜の散策路等の道、観光客が集まる交通拠点との接続を図るとともに適切な案内方法により徒歩や公共交

通機関、自家用車など多様な見学方法に対応した利便性の向上について検討していく。

◇保存会等の市民団体、町内会、観光協会等の地域関係団体と一体となった活用方法を検討する。

◇熱海市の広報誌、公式ウェブサイトやＳＮＳ等を活用して、史跡や関連イベント開催の情報などを広く発信し、できる限りやさしい日本語表記や多言語化を図る。

### （２）学校教育における活用の手法

#### ア　小学校

・遠足等の校外教育活動での活用を働きかけ、児童が史跡を訪れる機会を設ける。

・地域に関する学習の副読本への掲載や学習資料の作成、活用を検討する。

・専門職員等による出前授業等を行い、小学校教育の場で史跡の情報を積極的に発信していく。

#### イ　中学校

・歴史的分野の学習の「江戸幕府の成立と大名統制」において、より活用しやすい副読本や学習資料の作成を検討する。

・地理的分野の学習や理科の「大地の変化」等、歴史教育以外の場面で活用できる情報を発信していく。

・専門職員等による出前授業等を行い、中学校教育の場で史跡の情報を積極的に発信していく。

#### ウ　高等学校

・高等学校の生徒が史跡江戸城石垣石丁場跡のガイド活動等を通じて、その価値や魅力を広く発信するなど、史跡・遺跡に関わっていく環境を整えることを目指す。

#### エ　大学生・研究者

・史跡の調査研究を推進し、価値や魅力を深めるため、調査研究活動を可能な限り支援していく。

### （３）社会教育における活用の手法

◇史跡・遺跡に関する最新の調査研究成果を積極的に発信するため、市民向けの多様な学習講座や研究者向けのシンポジウムの開催などの事業を実施し、史跡や地域の歴史文化に対する理解の促進を図る。

◇史跡や地域の文化財を守り育てるために、ボランティアガイドや遺跡管理の補助活動を行う人材を育成し、市民協働による史跡の活用を進める。

### （４）地域における活用（地域おこし・観光）の手法

◇地域住民の参画による史跡や地域の歴史文化の調査活動、見学会等により市民が自ら地域の魅力を発見できるような活用を検討する。

◇史跡を核とし、既存のコミュニティ施設、文化施設、教育施設を連携させた地域の魅力向上に資するような活用を図る。

◇JR伊豆多賀駅・網代駅、多賀観光協会、網代温泉観光協会等の交通拠点や宿泊施設等で観光客を誘致できる情報発信の方法を検討する。

◇日本史上最大の城である江戸城、18世紀には世界最大都市になったといわれる江戸の市街地は、伊豆地域の石材が基礎となって形成されたことをアピールし、活用することを検討する。

◇国際観光温泉文化都市である熱海市内の史跡として外国人観光客を意識した公開・活用を進める。

### （５）広域連携による活用の手法

◇伊豆半島から西相模の自然と歴史・文化を反映した地域全体の文化資産の情報発信の拠点として位置付け、静岡県、神奈川県や伊東市、小田原市、その他の石丁場遺跡の所在する市町との連携・協働による保存活用を図る。

◇史跡の保存を前提として「富士箱根伊豆交流圏づくり（ＳＫＹ）」や「美しい伊豆創造センター（美伊豆）」、「伊豆半島ジオパーク」、「箱根ジオパーク」等の組織との適切な協力・連携を図る。

◇大学や博物館等の研究機関、歴史研究団体と連携・協力して調査研究の進展と史跡の保存活用を図る。

◇石材の供給先である東京都区の自治体や他地域の採石遺跡が存在している自治体等と情報の共有、シンポジウムの開催等の連携・協働を図る。

図 8-1　学校教育との連携による
総合学習の実施

図 8-2　史跡を題材とした講演会等の開催

図 8-3　地元団体と連携した新たな活用イベントの実施

# 第９章　整備

## １　方向性

中張窪石丁場跡は、採石に伴うと考えられるクレーター状のくぼみや矢穴石、刻印石により、採石から石垣用石材への加工工程を推定することができる所もあり、採石を行った大名の名前や年号が刻まれた刻印群により公儀普請であることを実感できる史跡である。これらが本質的価値であることから、当面はこの景観の保全を優先させる必要がある。一方で、ある程度の石丁場に関する知識がないと採石から石垣用石材への加工の状況をイメージすることは難しいため、具体像をわかりやすく提示し、保存管理のⅠ～Ⅲ地区区分を踏まえて適切な整備を行う必要がある。

このような状況の中で、史跡の保存活用を図るため、見学路を設定して立入りを制限するなど、遺跡の保存と安全な見学に適した整備を行う必要がある。また、適切な一般公開等の活用を速やかに進めるため、本格的な整備の前段階において遺構の保存と安全確保を前提に暫定的な整備を行うとともに､本格的な整備も含めた全体的な整備計画についても、短期的、中・長期的に区分した事業内容を検討する必要がある。

こうした現状を踏まえ、整備の基本的な方向性を次のように設定する。

◇整備の前提となる情報収集のための発掘等の調査を計画的に進める。
◇適切な見学路・案内板等の設置を早期に進める。
◇史跡を保存するために最適な植生管理を行う。
◇史跡と見学者双方の安全対策を進める。
◇整備は、短期的、中・長期的に取り組むべきものに分け、計画的に行う。
◇活用の拠点となる施設整備を検討する。
◇整備にあたっては、周辺の美化対策や貴重な草木や地域が大切にしている樹木や野草等の自然環境の保全に配慮する。

## ２　方法

整備の方法について、保存のための整備と活用のための整備に区分して示す。

### （１）保存のための整備

◇指定地内は、原則として現況面に盛土を行わず、適切な清掃、下草等の維持管理を基本とする。
◇通常の見学者が無闇に遺構等に立入ることによる史跡の破損や危険を防ぐために適切な見学路を設ける。
◇倒木や樹根による石材の移動、破損が確認、予想される箇所は、伐木や樹根の除去等の処置を検討する。
◇崩落危険箇所等の点検を行い、必要に応じて復旧、防止措置を検討する。

◇雨水処理は浸透を基本とするが、必要な場合は盛土や浸透促進施設、排水施設を検討する。

◇文化財保護法第115条に基づき、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標等を設置する。

◇Ⅰ地区は本質的な価値の保存を優先し、Ⅱ地区は本質的な価値の保存とその後の歴史的背景に配慮した適切な整備、Ⅲ地区は保存と必要な調査を行うなど、地区の特徴に応じた整備を行っていく。

### （２）活用のための整備

◇採掘坑遺構、矢穴石、刻印石等の本質的価値を構成する要素がわかるように維持管理し、現況を見せる場とする。

◇発掘調査等で確認された資料は、専門的知見に基づきその保存や展示、表示方法を検討する。

◇史跡指定地の説明板の内容については、歴史的経過とともに、史跡の重要性、採石から搬出までの往時の様子が分かりやすく理解できるように留意する。

◇園路整備は、パンフレット類の配架や見学ルートへの誘導標識の設置など簡易な設備から行い、木片チップを利用した周遊路（図9-1）や急斜面における階段など、状況に応じて本格的な整備を行っていく。

◇史跡の近接地にガイダンス施設等の整備を検討する。史跡江戸城石垣石丁場跡の歴史的背景、価値、往時の姿等の詳細な情報をわかりやすく見学者に説明するとともに多賀地域の石に関する文化や文化財等についても総合的に学習できる場として活用できるガイダンス機能を目指す。

◇史跡の保存を前提に見学動線を踏まえ、効果的な駐車場や、休憩所、トイレ等の便益施設、倉庫等の管理施設の設置を検討するとともに、自然環境の保全、美観の維持に努める。

◇刻印石展示場やコミュニティ施設、文化施設、教育施設、観光客が集まる交通拠点に、史跡や地域に伝わる石に関する文化や文化財等を理解して、見学へ誘うような情報の掲示方法を検討する（図9-2）。

◇整備する施設等では、できる限りやさしい日本語表記や多言語表記を使用するなど、ユニバーサルデザインに配慮する。

図 9-1 木片チップ利用した史跡周遊路の舗装事例
（長野県長野市 史跡大室古墳群）

図 9-2 デジタルコンテンツによる活用事例
（岐阜県大垣市 史跡昼飯大塚古墳）

# 第10章　運営・体制の整備

## １　方向性

史跡江戸城石垣石丁場跡の今後の適切な保存活用に資するため、運営・体制の整備を推進し、その充実を図る必要がある。

保存活用は幅広い内容となるため、地域振興、都市政策、観光、農林、土木などの関係各課との連携を図ることが必要である。さらに、地権者や市民との協議は不可欠であり、十分な市民の理解が必要となる。また、調査・整備委員会や専門的研究機関などの指導・助言を得ながら適切な保存活用を図る必要がある。

こうした課題を踏まえ、熱海市は史跡の管理団体及び埋蔵文化財等の文化財保護を担う地方公共団体として、国や県、同じ史跡を管理する自治体の協力を得ながら、必要な行政事務を適切に行うものとし、運営・体制整備の方向性を次のように設定する。

**１　保存活用は、熱海市の文化財保護担当課が所管し、庁内体制の充実を図る。**

**２　運営については協議・検討する場を設け、関係機関や市民との連携を図る。**

**３　将来的には市民と行政との協働による管理運営・体制の整備を目指す。**

**４　専門職員を確保、育成するなど体制の充実を図る。**

## ２　方法

ここでは、運営・体制の整備の方法について整理する。

◇文化財保護担当課において事務を所管するとともに、保存活用の重要性の相互理解と課題等の共有化を図り、取組を円滑に推進するため、庁内の連絡協議を行う場を設定する。

◇市は、史跡の管理団体として、今後の適切な調査や保存活用に係る事業を見据えて、専門職員を確保、育成するなど体制の充実を図る。

◇専門的機関として、調査、保存活用、運営体制の整備及び計画の進捗状況等に対する指導・助言を行う委員会等を組織する。

◇保存活用全般について、引き続き国・県、同じ史跡を管理する自治体と密接に連携する。

◇保存会をはじめ地域活動を行う団体との連携を図る。

◇史跡の清掃等の日常的管理、見学者への解説等、保存会や地域住民、観光関係者等との協働による保存活用の体制を整備し、公開の窓口となるガイドグラブや史跡の包括的な管理運営組織の構築に向けた検討を進める。

図 10-1　運営・体制のイメージ

図 10-2　民間を主体とした横断的な取組み

# 第11章　施策の実施計画

史跡江戸城石垣石丁場跡は中張窪石丁場跡のほかに伊東市の宇佐美北部石丁場跡の洞ノ入丁場の一部と小田原市の早川石丁場群関白沢支群が指定されている。石丁場遺跡はこのほかに熱海市内でも30箇所、伊豆半島地域全体で約170箇所確認され、調査の進展等によって遺跡の箇所、面積が増え、史跡の追加指定を検討することも考えられる。

しかし、全体的な整備には多くの費用と時間が必要であり、保存・活用の優先順位をつけて実施していく。

整備については本計画において基本的な方向性を示したが、具体的な整備内容や実施スケジュール等については、本計画に基づいて策定される史跡整備計画や個別の実施計画において詳細に検討することになる。また、整備は短期的、中・長期的な取組が必要であるため、おおよその実施期間と手順を示し、着実な実施に努めることとする。

なお、今後の計画の実現にあたっては、進捗状況等の経過観察と点検を適宜行い、保存活用が確実に図られるよう必要に応じて計画の見直しと改善を行っていく。

| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
| 参考事項 | 東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ<br>ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ | 第五次熱海市<br>総合計画<br>（前期） | | | | | 第五次熱海市<br>総合計画<br>（後期） | 市制施行<br>90年 | | 江戸城内郭<br>普請400年 |
| 方向性 | 短期的整備<br>本格的な整備の前に、簡易整備<br>史跡と関連する情報、既存設備を整理<br>地域一体となった保存活用体制の検討 | | | | 中・長期的整備<br>史跡見学の拠点整備、本格的な見学路整備<br>史跡の魅力向上、周辺環境と一体的な整備<br>保存活用組織の構築 | | | | | |
| 計画 | | | | | 整備基本計画策定 | | 実施設計 | 施工 | | |
| 調査 | 継続的な発掘調査、文献、民俗資料など関連資料の調査 | | | | | | | | | |
| 保存・管理 | Ⅰ～Ⅲ地区区分に従った保存管理の実施、周辺環境の保全<br>適正な現状変更の取り扱い<br>公有地化の検討 → 必要な土地の公有地化<br>指定地域外に重要な遺構が確認された場合は追加指定を目指す | | | | | | | | | |
| 活用 | 学習機会の充実、石丁場遺跡研究の拠点化、地域の新しい価値の創出、広域連携事業 | | | | | | | | | |
| 整備 史跡内 | 小規模間伐・下草除去<br>簡易的な解説・案内板の設置<br>簡易的な見学路の設定 | | | | 植生管理方法の検討<br>解説・案内板の検討<br>見学路の検討 | | | 適正な植生管理の実施<br>解説・案内板の設置<br>見学路の整備 | | |
| 整備 史跡外 | 史跡への誘導看板や案内看板の設置<br>周辺地域を構成する要素での表示情報の見直し<br>臨時駐車場の確保 | | | | ガイダンス施設・管理施設の検討<br>周辺地域を構成する要素からの動線検討<br>駐車場等便益施設の検討 | | | ガイダンス施設・管理施設の整備<br>周辺地域を構成する要素からの動線整備<br>駐車場等便益施設の整備 | | |
| 運営・体制 | 庁内体制の充実、専門職員の育成・確保、専門的機関・関係自治体・地域住民・関係団体等との連携 | | | | | | | | | |

**図 11-1　施策の実施計画フロー**

# 第12章　経過観察

## １　方針

史跡の確実な保存と充実した活用は、将来に向けて持続的に取り組むべきものである。そのため、保存活用計画の進捗度把握や、史跡の置かれている状況の変化等を定期的に点検し、その後の保存管理の円滑な実施や方法等の改善に活かす必要がある。

この作業は熱海市の文化財保護の主管課が主体となって実施し、国や県、同じ史跡を管理する自治体の協力を得ながら専門的機関に意見を求め、より適切で確実な保存活用に活かしていく。

## ２　方法

経過観察の方法としてＰＤＣＡサイクルを導入し、継続的な改善及び改善点を反映させていく。評価（Ｃ）の内容は、①重点課題の進捗状況の点検及び見直し、②保存・活用・整備の実施項目と方法の点検及び見直し、③方法の妥当性の点検とし、改善（Ａ）の指標とする。

図 12－1　経過観察の方法

表12-1　経過観察項目一覧

<table>
<tr><th>区分</th><th>項目</th><th>観察時期</th><th>観察主体</th><th>観察手法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">保存管理</td><td>史跡及び周辺における調査の進展</td><td>年度末集約</td><td rowspan="5">事務局</td><td rowspan="5">調査・整備委員会への実績報告</td></tr>
<tr><td>樹木管理は適切に行われていたか</td><td>年2回</td></tr>
<tr><td>現状変更の取扱い基準の適切な運用</td><td>年度末集約</td></tr>
<tr><td>必要に応じて追加指定に向けた検討</td><td>年度末集約</td></tr>
<tr><td>適切に公有化に向けた取組</td><td>年度末集約</td></tr>
<tr><td rowspan="6">活用</td><td>調査成果の報告会の開催</td><td rowspan="3">年度末集約</td><td rowspan="3">事務局</td><td rowspan="6">調査・整備委員会への実績報告並びに参加者数とアンケート等の公開</td></tr>
<tr><td>イベント等の効果の検証</td></tr>
<tr><td>史跡への動線、案内方法は適切か</td></tr>
<tr><td>史跡の情報発信は適切か</td><td>年2回</td><td rowspan="3">事務局及び連携すべき関係機関</td></tr>
<tr><td>学校教育に関する活用状況</td><td rowspan="2">年度末集約</td></tr>
<tr><td>関係団体との連携</td></tr>
<tr><td rowspan="8">整備</td><td>発掘等調査成果に基づいた整備</td><td rowspan="8">年度末集約</td><td rowspan="8">事務局<br>調査・整備委員会</td><td rowspan="8">調査・整備委員会による整備実績の評価、検証</td></tr>
<tr><td>採石遺跡としての景観を保全</td></tr>
<tr><td>見学路、案内板、標識等の適切な設置</td></tr>
<tr><td>史跡と見学者への安全対策</td></tr>
<tr><td>保存・活用のため適正な植生</td></tr>
<tr><td>管理施設、ガイダンス施設や便益施設の整備</td></tr>
<tr><td>周辺環境と連携した整備</td></tr>
<tr><td>やさしい日本語、多言語対応やユニバーサルデザインへの配慮</td></tr>
<tr><td rowspan="7">運営・体制の整備</td><td>所管する部署の体制は十分か</td><td rowspan="7">年度末集約</td><td rowspan="7">事務局<br>管理運営組織<br>庁内関係会議</td><td rowspan="7">管理運営組織による活動実績の自発的評価、公表<br>調査・整備委員会への実績報告</td></tr>
<tr><td>専門職員の育成・確保がなされているか</td></tr>
<tr><td>庁内での連絡協議が図られているか</td></tr>
<tr><td>専門的機関からの指導・助言を受け入れているか</td></tr>
<tr><td>国や関連自治体と連絡協議は十分か</td></tr>
<tr><td>保存会や地域住民、観光関係者との連携が図られているか</td></tr>
<tr><td>市民協働による運営体制が進められているか</td></tr>
</table>

## 大綱と５つのねらい

**江戸の礎となった史跡江戸城石垣石丁場跡**
**石の文化を再発掘し、未来のまちづくりに活かそう**

１　江戸城石垣用の石材の産地として、その価値を保存するため、史跡の恒久的な保存を図る。

２　伊豆地域の石丁場遺跡の研究及び情報発信の拠点として、継続的な調査･研究･教育を進める。

３　史跡の価値や魅力をわかりやすく伝え、一般公開を進める。

４　石丁場遺跡と多賀地区の人々の営みが体感できる活用の仕組みを創る。

５　市民や観光客も参加できる史跡の保存活用の体制を構築し、広域連携を図る。

### 保存管理

○最適な維持管理情報を得るための調査研究
○史跡の環境に配慮した保存管理
○現状変更の取扱い方針、取扱い基準に基づく保存管理
○必要な追加指定、公有地化の検討

### 活　用

○最新の調査成果の活用
○史跡を核としたストーリーによる地域ぐるみの活用
○地域の歴史・文化を学習する場としての活用
○地域や観光業と連携した効果的な活用
○石材の供給先や他の採石遺跡のある地域との広域連携

### 整　備

○公儀普請の様子を実感できる特徴を活かした遺構の整備
○史跡の自然環境を活かした安全な見学路の整備
○常に情報の更新を行う、見学者にわかりやすい施設等の整備
○地域の歴史・文化、周辺環境と連携した整備

### 運営体制

○庁内体制の充実、専門職員の育成・確保
○学識者からの指導・助言を得ながら、関係機関との適切な連携
○地域と協働による包括的な運営組織の構築

図 12-2　大綱と 5 つのねらい